一管区水路通報要覧

平成２７年１月９日　　第一管区海上保安本部

＝＝

１　船舶交通安全通報について
　(1) 一管区水路通報
　(2) 一管区地域航行警報
２　情報提供依頼について
３　航空自衛隊による射撃等訓練について
４　定置網について
５　水路図誌等の保護について
６　水路図誌の販売所について
７　水路通報等の閲覧について
８　「海氷情報センター」の設置について
９　海の相談室について

＝＝

１　船舶交通安全通報について

当管区では、北海道沿岸及び周辺海域における船舶交通の安全に必要な情報を収集・整理し、「一管区水路通報」及び「一管区地域航行警報」として船舶・漁船・海事関係者等へ提供しています。

なお、提供内容についての注意事項は次のとおりです。

(ｲ) 位置は、世界測地系（WGS-84）による経緯度で示します。
「付近」と付記した経緯度は海図上での概略の位置を示したもので、正確な位置を示してはおりません。
また、数値による位置表示が困難な場合は、図により概略の位置を示します。

(ﾛ) 方位は、真方位（0°から時計回りに 360°まで）を用い、16 方位は概略の方位を示します。
灯台の明弧、指導線等の方位は海方からの値を示します。

(ﾊ) 時刻は、0000 から 2400 までの日本標準時の24時間制を用います。

(1) 一管区水路通報

原則として毎週金曜日に発行し、インターネット、電子メール及びファクシミリ（ポーリングサービス）により海事関係機関等に提供しています。

Ⅰ インターネット

下記 URL のインターネットサイトにて、閲覧・ダウンロードできます。過去の一管区水路通報についても掲載しています。

・ＵＲＬ　　http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html

Ⅱ 電子メール

希望者には、発行日に電子メールによる配信をしています。

Ⅲ ファクシミリ（ポーリングサービス）

ファクシミリのポーリング機能により最新版の一管区水路通報を受信できます。

・ファクシミリ番号　　0134-27-6190

※　機種により操作方法が異なりますので取扱説明書をお読み下さい。
ポーリング機能が無いファクシミリは、受信出来ません。

電子メールの配信及び詳細については、一管区海の相談室（連絡先後述）までお問い合わせ下さい。

(2) 一管区地域航行警報

船舶交通の安全のために緊急に周知する必要がある情報については無線電話及びインターネットにより情報を提供しています。

Ⅰ 超短波無線電話

海岸局呼出名称	使用語	呼 出 波	通 信 波
ほっかいどうほあん	日本語	F3E 156.8MHz (国際VHF ch16)	F3E 156.6MHz (国際VHF ch12)
HOKKAIDO COAST GUARD RADIO	英 語		

Ⅱ インターネット

・ＵＲＬ　http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/nwj.html

2 情報提供依頼について

漂流物、流出油、水深の変化、海潮流の異常その他船舶交通の安全に関する事項及び水路図誌の内容を訂正する必要のある事項を発見した場合は、速やかに第一管区海上保安本部「海の相談室」又は最寄りの海上保安部署に通報して下さい。

3 航空自衛隊による射撃等訓練について

北海道周辺では、航空自衛隊による射撃訓練及び救難訓練が周年実施されており、その訓練区域は下図のとおり設定されています。

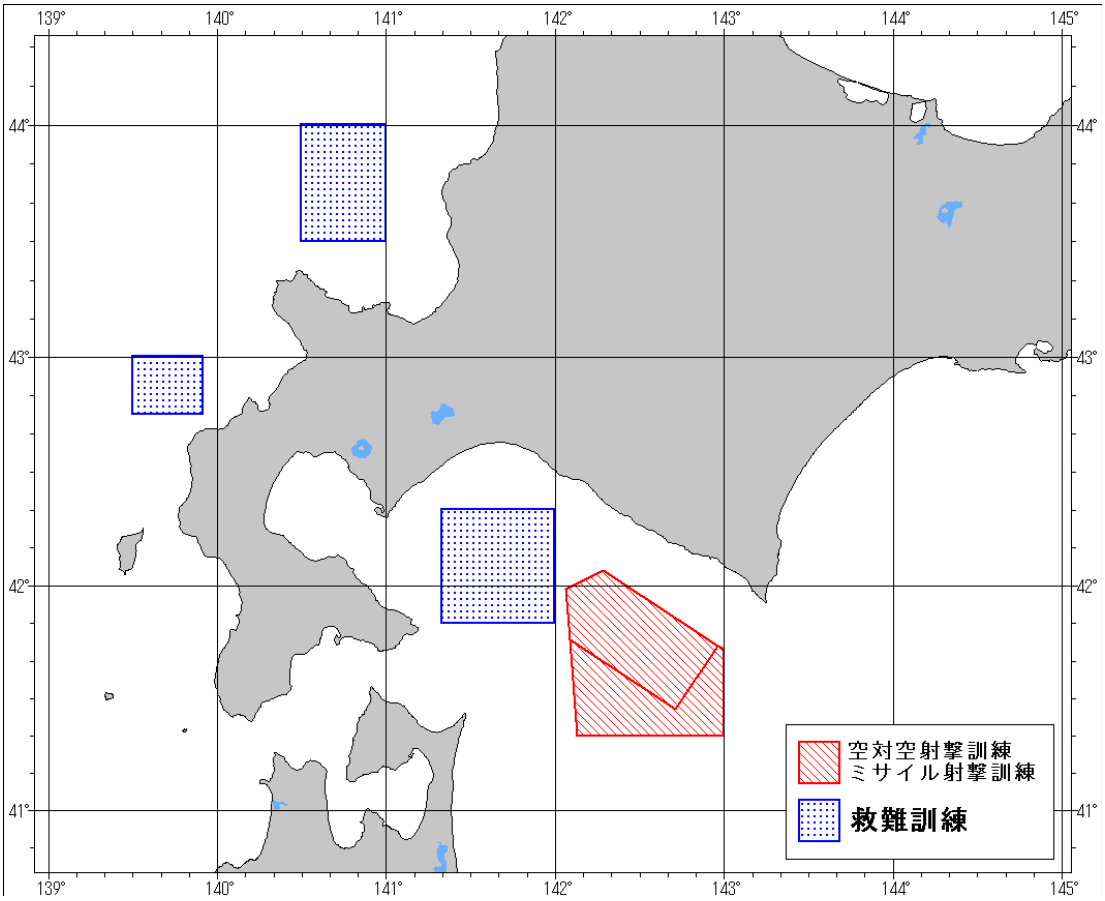

また、これ以外にも海上保安庁及び自衛隊による訓練が随時実施されます。
個別の訓練については、その都度一管区水路通報にて情報提供しています。

４　定置網について

日本沿岸の距岸２Ｍ（ところにより５Ｍ）以内の海面には定置漁網が存在し、その概略の位置は漁具定置箇所一覧図に記載されています。

新たに定置された漁網で、船舶の航行に支障をきたす恐れがあるものについては水路通報及び管区水路通報に掲載しますので、漁具定置箇所一覧図（北海道沿岸については6101・6102・6103）と併せて参照して下さい。

５　水路図誌等の保護について

(1) 海上保安庁以外の者が海上保安庁の刊行した水路図誌又は航空図誌を複製し、これを使用して航海又は航空の用に供する刊行物を発行しようとするときは、水路業務法第 24 条の規定により管区海上保安本部長の承認が必要です。

また、海上保安庁以外の者が海上保安庁の刊行した水路図誌又は航空図誌を複製し、これを使用して航海又は航空以外の用に供する刊行物を発行しようとするとき、当該刊行物が有償で配布される場合は、同法同条の規定により管区海上保安本部海洋情報部長の許諾が必要ですが、当該刊行物が無償で配布される場合は許諾は不要です。

例えば、国や自治体等に提出する各種申請書等に添付するための海図等を複製する場合は、海図の複製に係わる書面による申請をする必要はありません。

(2) 海上保安庁以外の者が海上保安庁の刊行した海図、航空図、水路誌又は灯台表に類似した刊行物を発行しようとするときは、水路業務法第 25 条の規定により海上保安庁長官の許可が必要です。

なお、詳細については、一管区海の相談室までお問い合わせ下さい。

６　水路図誌の販売所について

北海道の主な水路図誌販売所（取次店）は、下表のとおりです。

販売所（取次店）名	住　　所	電　　話
島田燈器工業(株) 札幌営業所	札幌市東区北22条東16-4-21	(011)789-8711
小樽船用品(株)	小樽市色内1-4-21	(0134)25-3181
(有)カラットマリンシステム	小樽市築港5-2	(0134)25-3227
函館船具(資)	函館市末広町21-20	(0138)22-4195
北海道船用品(株) 函館支店	函館市弁天町25-2	(0138)23-0721
(有)港屋材具	北斗市久根別1-23-22	(0138)73-0989
北海道船用品(株)	室蘭市海岸町3-3-5	(0143)22-1321
エンルムマリンサービス	室蘭市絵鞆町4-2-14	(0143)27-4455
北洋海運(株)	苫小牧市元中野町4-7-1	(0144)34-6105
北海道船用品(株) 苫小牧営業所	苫小牧市汐見町1-2-2	(0144)35-2601
(株)杉本船具店	網走市南3東3	(0152)43-2630
(株)ヤマレン	根室市本町3-27	(0153)23-2221
三洋電気船具(株)	釧路市浜町1-4	(0154)23-2241
北見船具販売(有)	紋別市港町4-2-24	(0158)23-3552
水野船具店	稚内市港町1-612	(0162)23-3904
小樽船用品(株) 稚内営業所	稚内市中央4-15-32	(0162)23-3987

その他の販売所及び取扱店については、書誌第 900 号「水路図誌目録」を参照してください。また、一管区海の相談室にて水路図誌を閲覧することができます。

７　水路通報等の閲覧について

下記の管内各事務所等で水路通報等を閲覧することが出来ます。

名　　称	所　　在　　地	電　　話
第一管区海上保安本部海洋情報部	小樽市港町5-2	(0134)27-0118
小樽海上保安部	小樽市港町5-2	(0134)27-6118
留萌海上保安部	留萌市大町3-37-1	(0164)42-9118
稚内海上保安部	稚内市開運2-2-1	(0162)22-0118
函館海上保安部	函館市海岸町24-4	(0138)42-1118
江差海上保安署	江差町字姥神町167	(0139)52-5118
瀬棚海上保安署	せたな町瀬棚区三本杉30-1	(01378)7-2634
室蘭海上保安部	室蘭市入江町1-13	(0143)23-0118
苫小牧海上保安署	苫小牧市港町1-6-15	(0144)33-0118
浦河海上保安署	浦河町大通1-48	(0146)22-9118
釧路海上保安部	釧路市南浜町5-9	(0154)22-0118
広尾海上保安署	広尾町並木通東1-12-1	(01558)2-0118
根室海上保安部	根室市琴平町1-38	(0153)24-3118
根室海上保安部花咲分室	根室市花咲港434	(0153)25-4012
羅臼海上保安署	羅臼町船見町132	(0153)87-2274
紋別海上保安部	紋別市港町5-3-10	(0158)23-0118
網走海上保安署	網走市南5東7	(0152)44-9118

８　「海氷情報センター」の設置について

第一管区海上保安本部では、毎年 12 月中旬から翌年の 4 月下旬頃まで「海氷情報センター」を設置しています。

船舶が航行中に海氷を発見した場合、「海氷情報センター」電話 0134-27-0118（内線 2535）又は最寄りの海上保安部署等に連絡して下さい。

また、設置期間中は、下記の方法により海氷情報を入手することが出来ます。

Ⅰ ファクシミリ（ポーリングサービス）

ファクシミリのポーリング機能により「海氷速報」を受信できます。「海氷速報」は、毎日 1700 頃に更新しています。

・ファクシミリ番号　　0134-32-9301

※　機種により操作方法が異なりますので取扱説明書をお読み下さい。
ポーリング機能が無いファクシミリは、受信出来ません。

Ⅱ インターネット

・ＵＲＬ　　http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html

９　海の相談室について

海の相談室は、海の情報の提供窓口です。

第一管区海上保安本部の「海の相談室」は、下記事項の相談の他、資料の閲覧・提供など様々なサービスを実施しておりますので、どなたでもお気軽にご利用下さい。

(1) 相談内容

次のような内容については、来訪、電話、手紙、電子メール等で情報を提供しています。なお、手紙の場合は、返信用封筒を同封して下さい。

(ｲ) 水深・海底地形・地質等に関すること
(ﾛ) 海氷・海流・潮流・潮汐・水温等に関すること
(ﾊ) 日出・日没等の天文、暦に関すること
(ﾆ) 水路図誌・水路通報・航行警報に関すること
(ﾎ) 水路測量・海象観測等に関すること
(ﾍ) その他、海に関すること

(2) 所在地及び連絡先

〒047－8560　小樽市港町 5 番 2 号　小樽港湾合同庁舎（5 階）
第一管区海上保安本部海洋情報部内　「海の相談室」
電話　0134-27-0118　内線 2511
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ　http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html
利用時間　毎週月曜日～金曜日（休日を除く） 0830～1715